

上下水道に異常があるときに！

緊急性のある突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生した時は、市が指定する下記の当番店又は、管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください。なお、修理代は負担していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

また、通常の修理は**市の指定を受けた工事事業者や新設時等の工事店**に依頼してください。

*工事店の都合により、当番店が変更することがあります。

*マンション・アパート等に居住されている場合は、それぞれのマンション等の管理者へ連絡してください。